

# 土砂災害特別警戒区域内の住宅改修等の補助事業

土砂災害特別警戒区域が指定されことに伴い、土砂災害による危険から住民の安全を守るため、北区においては、民間の既存住宅等に対し、土砂災害改修費用の一部を助成する制度を創設しました。なお、擁壁工事については別途、助成制度を設けています。

1. 助成対象となるものは、民間の既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁の改修や塀の設置で、次のいずれかに該当するものです。

- ① 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること
- ② 土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等であること（建築基準法施行令第80条の3の基準について、既存不適格建築物であるもの）
- ③ 土砂災害改修工事により、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる工事）
- ④ 同様の助成を受けていないこと

2. 助成の対象となる方は、次のすべてに該当する方です。

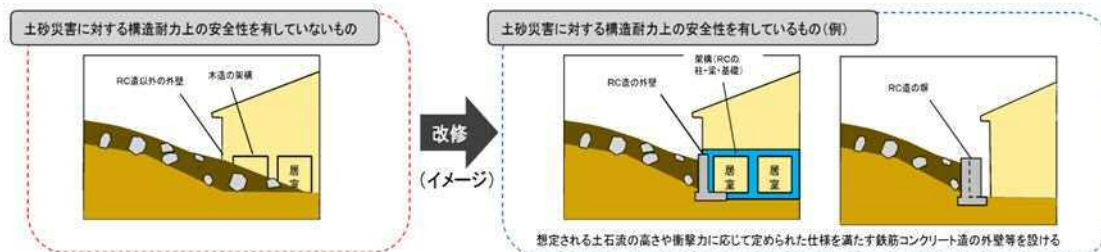
- ① 上記に規定する対象となる住宅等の所有者
- ② 住民税を滞納していない方

3. 助成金額

助成金の額は予算の範囲内で、土砂災害改修費用（消費税分を除く。）の5分の1（1千円未満は切り捨てる。）とします。ただし、1件につき75万円を限度とします。

4. 助成申請の手続き

- ① 助成対象承認申請書（第1号様式）
- ② 附近見取り図
- ③ 現況写真
- ④ 公図
- ⑤ 登記事項証明書（土地・建物）
- ⑥ 建築時期が確認できるもの
- ⑦ 工程表
- ⑧ 改修事業の設計図書
- ⑨ 土砂災害改修費用の見積書
- ⑩ 住民税を滞納していないことが確認できるもの
- ⑪ 土砂災害特別警戒区域内に住宅等があることのわかる図面
- ⑫ 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることのわかる構造計算書等



※ 助成の承認前に工事契約又は工事を行うと助成の対象となりません。

※お問い合わせ先

東京都北区 まちづくり部 建築課 建築防災担当  
TEL 03-3908-1240 (直通)

# 北区土砂災害対策支援事業の流れ

